

平成 24 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）

物流の低炭素化促進事業

2次募集について（公募要領）

平成 24 年 7 月
環境省水・大気環境局
自動車環境対策課

環境省では、国土交通省と連携して、平成 24 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野 [民間団体]）により、物流の低炭素化促進事業を行うこととしております。本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野 [民間団体] 交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野[民間団体] 物流の低炭素化促進事業実施要領」（以下、「実施要領」という。）に従って手続き等を行っていただくこととなります。

公募要領目次

I. 物流の低炭素化促進事業について

1. 事業の背景、概要及び目的
2. 補助対象となる事業等について
3. 補助対象事業の選定について
4. 応募の方法について

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

(別表) 鉄道輸送用31フィートコンテナの補助対象仕様について

(参考資料1) 補助事業における利益等排除について

(参考資料2) 1次公募との変更点について

I. 物流の低炭素化促進事業について

[平成24年度予算額 約1.7億円]

1. 事業の背景、概要及び目的

地球温暖化対策が喫緊の課題となる中で、CO₂排出原単位がトラック輸送の約1/6である鉄道輸送へのモーダルシフトの必要性が高まっています。モーダルシフトは、中長距離帯における幹線輸送が主な対象になるものと考えられますが、幹線輸送においては、荷主の多くは既に10トントラックを前提にした入出荷システムを構築していることから、モーダルシフトの推進を図るにあたっては、10トントラックからの転換を容易とする仕組みを構築することが重要です。そのためのツールとして、10トントラックと同様に荷物を積載することが可能である鉄道輸送用31フィートコンテナが注目を集めています。モーダルシフト推進のためには、荷主の誰もが利用可能な汎用コンテナとして31フィートコンテナを普及させることが必要であると考えられます。

現在、鉄道貨物輸送では12フィート（5トン）コンテナが多く用いられており、12フィートコンテナについては、日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」といいます。）が汎用タイプを多数保有しており、荷主は自らコンテナを保有せずに利用することができます。しかし、31フィートコンテナは1個あたり数百万円と、12フィートコンテナに比較しても非常に高額であり、このようなコンテナを汎用タイプとして一定数導入することは、リスクを伴う莫大な経営投資となるものであることから、現状ではJR貨物は31フィートコンテナを保有しておらず、利用運送事業者も限られた数しか保有していないなど、汎用タイプの導入は進んでいないのが現状です。

このため、JR貨物を始めとした貨物鉄道事業者又は鉄道貨物利用運送事業者に対して、31フィートコンテナ購入費用の一部について補助することにより、荷主の誰もが利用可能な汎用タイプの31フィートコンテナを増やし、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの促進を図るものです。

2. 補助対象となる事業等について

(1) 定義

この公募要領における用語の定義は、交付要綱及び実施要領に定めます。

<定義の一部抜粋>

「鉄道輸送用31フィートコンテナ」とは、貨物鉄道事業者が貨物運送に用いる鉄道輸送用コンテナであって、コンテナ1個あたりの長さ（外寸）が概ね31フィート（1フィートは30.5cmとする。）のものをいいます。この公募要綱では原則として「31フィートコンテナ」と記載します。

「補助対象コンテナ」とは、本事業により補助を受けて導入した31フィートコンテナをいいます。

(2) 対象となる事業について

鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを推進するために、貨物鉄道事業者又は鉄道貨物利用運送事業者が、不特定多数の荷主が利用可能な汎用の31フィートコンテナを新たに導入する事業とします。ただし、

次に定める場合を除きます。

- ・既存の31フィートコンテナの代替を行う場合は対象とはなりません。
- ・特定の荷主が利用する専用コンテナの導入は対象とはなりません。
- ・本事業はモーダルシフトの推進を目的としているものであることから、本事業で導入したコンテナは、鉄道貨物輸送量の増加に資さないと考えられる輸送（既に12フィートコンテナにより鉄道貨物輸送を利用している荷主が単純に31フィートコンテナへ転換する場合等）に用いることはできません。

（※補助対象となるコンテナの仕様は別表の通りです。）

<注意事項>

31フィートコンテナの導入に対し、他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をいいます。）を受けた事業は交付の対象となりませんので、ご注意下さい。

（3）補助対象事業者

以下のいずれかの要件に該当する民間企業を対象とします。

- ・鉄道貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に基づき、鉄道貨物輸送に係る利用運送事業の許可又は登録を得ている者をいいます。）
- ・貨物鉄道事業者（コンテナ輸送を行っている事業者に限ります。）

（4）補助対象経費

31フィートコンテナの導入に要する費用又はコンテナ1個あたりの基準額（450万円）のいずれか低い方の額の2分の1を補助します。

（5）補助金の交付等について

- ①補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。
- ②報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金額を確定させた後に補助金の支払いが行われることとなります。
- ③補助対象事業は、平成24年度内に完了（メーカーから補助対象コンテナの引き渡しを受けることをいいます。）させることが必要です。
- ④補助を受けた事業者は、補助対象コンテナの使用を開始した年度から、3ヶ年にわたって、毎年度の稼働実績を当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に報告するものとします。応募時に提出頂いた稼働見込みの目標と著しく乖離が見られる場合にあつては、是正の指示をし、又は補助金の返還を求めることがあります。
- ⑤稼働実績は、補助対象コンテナの稼働トンキロ数（空荷の回送分を除きます。）をもって報告して頂きます。

⑥上記⑤の稼働実績に加え、稼働状況の確認のために必要となるその他の事項について報告をして頂く場合があります。

(6) その他

以上(1)～(5)に掲げた要件等については、交付要綱及び実施要領によって詳細に定められますので、参照して下さい。

3. 補助対象事業の選定について

(1) 一般公募を行い、選定します。

(2) 応募者より提出された事業計画書等をもとに、厳正に審査を行い平成24年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します。※内示後の手続きは4.(4)を参照して下さい。

(3) 応募の状況により、内示数を制限することがあります。

応募の状況、予算額及び事業者相互間の資本関係の有無その他の理由により、必要に応じて内示数の制限を行うことがあります。

4. 応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類2部を、公募期間内に郵送により、環境省水・大気環境局自動車環境対策課へ提出していただきます(郵送のみの取扱いとなります。御持参いただいても受理できませんので、あらかじめ御了承ください)。封筒の宛名面に「31フィートコンテナ導入事業応募書類」と赤字で明記してください。応募書類の作成に当たっては、必ず、環境省ホームページから様式の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いいたします。応募に当たっては、下記留意事項にも従ってください。

①本制度の趣旨は汎用型31フィートコンテナの導入に対する支援です。不特定の荷主の利用可能性を確保する観点からは一定数以上のコンテナが必要となることから、応募に際しての最小コンテナ個数は3個となります。

②また、上記3.(3)に記載の場合に加え、応募の状況により内示数を制限することがあります。

(2) 応募に必要な書類

①実施要領に定める要望書(実施要領様式第1)

②交付要綱に定める物流の低炭素化促進事業実施計画書(交付要綱様式第1別紙1の3)

③実施要領に定める補助事業申請者に関する確認事項調書(実施要領様式第2)

④交付要綱に定める物流の低炭素化促進事業に要する経費内訳(交付要綱様式第1別紙2の4)

⑤補助対象経費に係る見積書等の写し

⑥実施要領に定める既保有31フィートコンテナの除却見込み調書(実施要領様式第3)

また、内示後の正式申請の際には、次の書類も各 2 部必要になりますので、適宜御準備ください。

⑦交付申請書（交付要綱様式第 1）

⑧実施要領に定める補助事業申請者に関する確認事項調書（実施要領様式第 2）

⑨実施要領に定める振込先調書（実施要領様式第 4）

⑩申請者の組織概要、事業実績に関する資料

（事業概要、資本金及び資本構成（登記簿謄本）、直近 2 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書など）

（3）公募期間

平成 24 年 8 月 6 日（月）～8 月 24 日（金）当日消印有効

（4）応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後の概略スケジュールは以下のとおりです。

公募締切り



応募書類の審査



採択案件の内示（応募書類提出者へ内示書の郵送により連絡します。）

↓ その後原則 2 週間以内

補助金交付申請書の提出（内示を受けた者は、辞退する場合を除き、補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。）



補助金交付決定



補助対象事業の実施



稼働実績報告

注）原則、交付決定がされるまで、入札等の手続きはできませんので十分注意して下さい。

（5）稼働実績

2.（5）に規定する稼働実績の報告様式は、実施要領様式第 5 に定めます。

(6) 提出先

応募、申請及び稼働実績については、いずれも以下の宛先まで郵送にて応募書類を提出して下さい。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課

電話 03-5521-8302

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

環境省は、国土交通省と連携し、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等）の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・入札等の手続きは環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿を備え他の経理と明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後 30 日以内あるいは翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を環境大臣あてに提出していただきます。事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び 100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします【参考資料参照】。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び事業計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、これを参照して下さい。

(別表) 3 1 フィートコンテナの補助対象仕様について

項 目	仕 様
① 一般	J R 貨物における鉄道輸送が可能であること
② 開閉箇所	側壁上側がウイング式に開くものであること (妻面開きのみのもものは対象となりません)
③ 構造	通常のドライコンテナ (有蓋コンテナ) であること (冷蔵・冷凍・タンクなど、用途が限定される構造のコンテナは対象となりません)
④ 材質	上記①に規定する輸送が可能なものであれば、材質 (アルミ等) に指定はありません。
⑤ 大きさ	コンテナの高さ (外寸) が 2,790 ミリメートルを超えるものについては、輸送可能区間が大きく制約されることから、対象外とします。

(参考資料1) 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

3. 31フィートコンテナの導入事業における利益等排除の反映方法

31フィートコンテナの導入事業において、利益等排除の方法を適用する場合は、以下によります。

（１）31フィートコンテナの本体価格

導入を予定している31フィートコンテナの本体価格に、2. 利益等排除の方法を適用し、利益相当額の排除を反映します。

(2) 補助対象経費

(1) の額が補助対象経費となります。さらに寄付金その他の収入額を控除した額と、実施要領で定める基準額とをそれぞれ比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて算出した額が交付額となります。

(参考資料2) 1次公募との変更点について

- ・実施要領に定める様式第2について、様式を一部変更しました。

以上